

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【公表番号】特表2016-538043(P2016-538043A)  
 【公表日】平成28年12月8日(2016.12.8)  
 【年通号数】公開・登録公報2016-067  
 【出願番号】特願2016-529964(P2016-529964)  
 【国際特許分類】

A 6 1 B 5/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/0472 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/00 Z

A 6 1 B 5/04 3 1 2 Q

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動化された年齢検出システムであって、  
 患者監視リード組立体と、患者監視デバイスとを有し、  
 前記患者監視リード組立体が、前記患者監視デバイスに対して患者の心臓の電気的活動を伝えるよう、前記患者監視デバイスと連通して動作可能であり、  
 前記患者の心臓の電気的活動に基づき、前記患者監視デバイスは、前記心臓の電気的活動の少なくとも1つの心電図測定から得られる少なくとも1つの心電図特徴の排他的な関数として、前記患者を小児患者又は成人の患者と分類するように動作可能である、自動化された年齢検出システム。

【請求項2】

前記患者監視デバイスが、前記患者を成人の患者と分類することに基づき、前記患者の電気的活動の成人分析を適用するよう更に動作可能であり、  
前記患者監視デバイスが、前記患者を小児患者と分類することに基づき、前記心臓の電気的活動の小児分析を適用するよう更に動作可能である、請求項1に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項3】

前記患者監視デバイスが、前記患者のベースライン成人分類と前記患者の分類とを比較するよう更に動作可能であり、  
 前記患者監視デバイスは、前記患者のベースライン成人分類と前記患者の分類との間の矛盾を特定するよう更に動作可能である、請求項1に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項4】

前記患者監視デバイスが、前記患者のベースライン年齢と前記患者の分類とを比較するよう更に動作可能であり、  
 前記患者監視デバイスは、前記患者のベースライン年齢と前記患者の分類との間の矛盾を特定するよう更に動作可能である、請求項1に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項5】

前記患者監視デバイスが、前記患者を小児患者と分類することに基づき、前記患者の小児年齢を推定するよう更に動作可能である、請求項 1 に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項 6】

前記患者監視デバイスが、前記患者の前記小児年齢の推定に基づき、前記心臓の電気的活動の小児分析を適用するよう更に動作可能である、請求項 5 に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項 7】

前記患者監視デバイスが、前記患者のベースライン成人分類と前記患者の前記小児年齢の推定とを比較するよう更に動作可能であり、

前記患者監視デバイスは、前記患者のベースライン成人分類と前記患者の前記小児年齢の推定との間の矛盾を特定するよう更に動作可能である、請求項 1 に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項 8】

前記患者監視デバイスが、前記患者のベースライン年齢と前記患者の前記小児年齢の推定とを比較するよう更に動作可能であり、

前記患者監視デバイスは、前記患者のベースライン年齢と前記患者の前記小児年齢の推定との間の矛盾を特定するよう更に動作可能である、請求項 1 に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項 9】

前記少なくとも 1 つの心電図特徴が、

患者心拍；

QRS 振幅に対する T 波振幅；

QRS ピークトゥピーク振幅；

二相 QRS 群；

QRS 期間；又は

少なくとも 1 つの負の T 波の少なくとも 1 つを含む、請求項 1 に記載の自動化された年齢検出システム。

【請求項 10】

患者監視デバイスに含まれる自動化された年齢検出に関するコントローラであって、

患者の心臓の電気的活動の少なくとも 1 つの心電図測定から得られる少なくとも 1 つの心電図特徴を演算するよう動作可能な心電図特徴計算部と、

前記少なくとも 1 つの心電図特徴の演算に排他的に基づき、前記患者を成人患者又は小児患者と分類するよう動作可能な患者分類器とを有する、コントローラ。

【請求項 11】

前記患者分類器は、前記患者を分類するため、前記少なくとも 1 つの心電図特徴に対してロジスティック回帰を適用する、請求項 10 に記載のコントローラ。

【請求項 12】

前記患者を小児患者と分類することに基づき、患者の年齢を推定するよう動作可能な小児年齢推定器を更に有する、請求項 10 に記載のコントローラ。

【請求項 13】

前記小児年齢推定器が、前記患者の年齢を推定するため、前記少なくとも 1 つの心電図特徴に対して線形回帰を適用する、請求項 12 に記載のコントローラ。

【請求項 14】

前記少なくとも 1 つの心電図特徴が、

患者心拍；

QRS 振幅に対する T 波振幅；

QRS ピークトゥピーク振幅；

二相 QRS 群；

QRS 期間；又は

少なくとも1つの負のT波の少なくとも1つを含む、請求項10に記載のコントローラ。

【請求項15】

患者監視デバイスに関する自動化された年齢検出の方法において、  
前記患者監視デバイスが、患者の心臓の電氣的活動の少なくとも1つの心電図測定から得られる少なくとも1つの心電図特徴を演算するステップと、  
前記患者監視デバイスが、前記少なくとも1つの心電図特徴の前記演算に排他的に基づき、前記患者を成人患者又は小児患者と分類するステップとを有する、方法。